

令和7年10月6日

ガス小売事業の変更登録について

関東経済産業局長から、大多喜ガス株式会社(法人番号 3040001059104)によるガス事業法第7条第1項の規定に基づくガス小売事業の変更登録申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、変更登録をすることに異存はありませんので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略
20251001 関東第33号
令和7年10月6日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の変更登録について（回答）

令和7年10月1日付け20250820 関東第55号により、貴職から当委員会に意見を求められた別添のガス小売事業者に係るガス小売事業の変更登録について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、変更登録をすることに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業者の変更登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別 添)

(ガス小売事業者)
・ 大多喜ガス株式会社
(登録番号：D 0 0 3 5)

法人番号3040001059104